

規制の事前評価書

1. 政策の名称

金融商品取引法上の開示規制の適用除外とされるみなし有価証券の追加

2. 担当部局

金融庁総務企画局企業開示課

3. 評価実施時期

平成 20 年 9 月 19 日

4. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

① 現状

金商法第 2 条第 2 項に規定するみなし有価証券は、原則として、法第 2 章（開示規制）の適用除外となっているが、信託財産に属する資産の価額の総額の 100 分の 50 を超える額を有価証券に対する投資に充てて運用を行う信託の受益権については、法定開示の適用対象となる。

上記法定開示の適用対象となる受益権のうち、法定開示の適用除外となるものが金商法施行令において掲げられている。

（現状、勤労者財産形成促進法において規定される財形信託（勤労者財産形成給付金契約又は勤労者財産形成基金契約に基づく信託）の受益権については、法定開示の適用除外とはされていない。）

② 問題点

従業員の財産形成のために行われる財形信託の受益権のうち、信託財産に属する資産の価額の総額の 100 分の 50 を超える額を有価証券に対する投資に充てて運用を行う信託の受益権に該当するものは、法定開示の適用対象となっているところ。

一方で、本年 4 月末の勤労者財産形成促進法施行令の改正が行われ、財形信託契約の要件として当該財形信託の受益権に係る譲渡禁止が追加されたことにより、当該受益権が一般的に流通することが想定し難いにも関わらず、法定開示の適用対象となっているため、法定開示規制が過度な負担となっている可能性も考えられる。

また、規制改革要望の中で、上記趣旨の開示規制の適用除外検討が指摘されて

いるところ。

③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性

法定開示の適用対象外とされるみなし有価証券に、財形信託の受益権を追加する。

(2) 法令の名称、関連条項とその内容

① 金融商品取引法施行令第2条の10

② 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第9号様式、第12号様式

(3) 規制の新設又は改廃の内容

金商法第2条第2項に規定するみなし有価証券は、原則として、法第2章（開示規制）の適用除外となっているが、信託財産に属する資産の価額の総額の100分の50を超える額を有価証券に対する投資に充てて運用を行う信託の受益権については、法定開示の適用除外の範囲から除外されている（法定開示の適用対象となっている。）。

但し、財形信託の受益権については、法定開示の適用除外とする。

5. 想定される代替案

金商法第2条第2項に規定するみなし有価証券は、原則として、法第2章（開示規制）の適用除外となっているが、信託財産に属する資産の価額の総額の100分の50を超える額を有価証券に対する投資に充てて運用を行う信託の受益権等については、法定開示の適用除外の範囲から除外されている（法定開示の適用対象となっている。）。

但し、元本補填の付された信託の受益権については、一律に法定開示の適用除外とする。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

(1) 遵守費用

① 本案

現行の規定に比べ、財形信託の受益権が法定開示の適用除外となることから、現状の制度と比較して、当該法定開示の規制を遵守するための費用が減少する。

② 代替案

現行の規定に比べ、元本補填の付された信託の受益権が法定開示の適用除外となることから、本案と同様に遵守費用が減少する。

(2) 行政費用

① 本案

法定開示の適用除外となる財形信託の受益権に係る開示書類の受理業務に係る行政費用が減少する。

② 代替案

法定開示の適用除外となる元本補填の付された信託の受益権に係る開示書類の受理業務に係る行政費用が減少する。

(3) その他の社会的費用

① 本案

信託財産に属する資産の価額の総額の100分の50を超える額を有価証券に対する投資に充てて運用を行う信託の受益権については、流通性が低いもの等が開示規制の適用除外とされている。当該財形信託の受益権については、譲渡が禁止されているため、流通性が低く、開示規制の適用除外としても、一般投資家の保護が損なわれるといった社会的費用が発生するおそれはない。

② 代替案

元本補填の付された信託の受益権の中には、流通性が高いものも含まれている。従って、元本補填の付された信託の受益権を一律に法定開示の適用除外とした場合に、当該受益権に含まれる流通性の高い受益権について、法定開示の適用除外となり、情報が投資家に提供されなくなってしまうため、一般投資家の保護が損なわれるといった社会的費用が発生するおそれが生じる。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

① 本案

法定開示に係る負担がなくなるため、財形信託に係る財産の投資収益が増加されることとなる。

② 代替案

本案と同様に規制の便益が増加されることとなる。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

(1) 費用と便益の関係の分析

財形信託の受益権については、法定開示規定の適用除外となることで、遵守費用の削減につながる。

また、財形信託の受益権については譲渡制限等の規制がかかることで流通性が低いものと考えられるため、当該規制緩和によって一般投資家の保護が損なわれるといった社会的費用が発生するおそれもない。

従って、法定開示規制の主たる目的である投資者の保護を実現しつつ、コスト削減が図れるものと考えられる。

(2) 代替案との比較

本案、代替案ともに、遵守費用・行政費用は減少するものと考えられる。

一方で、代替案については、元本補填が付されている信託の受益権であれば流通性の高いものであっても、法定開示義務がかからないため、法定開示規制の主たる目的である投資者の保護を実現できなくなるおそれがある。

従って、代替案における社会的費用の増加というマイナスの効果は、本案に比べ大きいいため、本案による改正が適当である。

9. 有識者の見解その他関連事項

特になし

10. レビューを行う時期又は条件

施行後5年を経過した場合において、この規制の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。平成25年度に事後検証を実施。